

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

新利根川沿岸地区十余島用水機場他機能診断業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

| 項 目 | 内 容 |
|--|--|
| <p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条</p> <p>(一般事項) 第1-6条</p> | <p>令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他機能診断業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農 林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によ るほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、新利根川沿岸地区において、国営新利根川沿岸農業水利事業で整備され た十余島用水機場等について、施設の機能診断等を行うものである。</p> <p>本業務において対象となる位置は、茨城県稲敷市八千石地内他で、別添位置図に示 すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可 無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、請負者の責任におい て処理するものとする。</p> <p>本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、 「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審 査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏 付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された 資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業 務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成 績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回 った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った 場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理 由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を 図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招 かないよう十分注意するものとする。 (4) 請負者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出 を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を 密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。</p> |

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|----------------------|------|------|-----|--------|----------------------|---|-----|-------------|----|---------------|---|-------------------|------|---|
| (管理技術者) 第 1-7 条 | <p>1 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 338 1461 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 338 836 376">資 格</th> <th data-bbox="836 338 1102 376">技術部門</th> <th data-bbox="1102 338 1461 376">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 376 836 465">技術士</td> <td data-bbox="836 376 1102 465">総合技術監理</td> <td data-bbox="1102 376 1461 465">農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 465 836 521">〃</td> <td data-bbox="836 465 1102 521">農 業</td> <td data-bbox="1102 465 1461 521">農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 521 836 618">博士</td> <td data-bbox="836 521 1102 618">当該業務に該当する学術部門</td> <td data-bbox="1102 521 1461 618">－</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 618 836 712">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td data-bbox="836 618 1102 712">農業土木</td> <td data-bbox="1102 618 1461 712">－</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> | 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 | 〃 | 農 業 | 農業土木、農業農村工学 | 博士 | 当該業務に該当する学術部門 | － | シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | － |
| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | 農 業 | 農業土木、農業農村工学 | | | | | | | | | | | | | | |
| 博士 | 当該業務に該当する学術部門 | － | | | | | | | | | | | | | | |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | － | | | | | | | | | | | | | | |
| (担当技術者) 第 1-8 条 | <p>担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (配置技術者の確認) 第 1-9 条 | <p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 請負者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (保険加入) 第 1-10 条 | <p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------------------------------|----------|-------|----------|----------------|-----------------|--------------------------|---------|--------------|-----------------------------|-------------------------------|----------|---|------------------------------|------------------|---------|---|-----------------------|------------------|---------|---|-----------------------|------------------|---------|---|--------------------------|------------------|---------|---|--------------------|-------------------------|----------|
| 第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条 | <p data-bbox="448 271 1469 338">この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="454 371 1461 947"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td> <td>農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室</td> <td>令和5年4月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」</td> <td>食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会技術小委員会</td> <td>平成22年6月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場(ポンプ設備)」</td> <td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td> <td>平成25年4月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」</td> <td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td> <td>平成25年4月</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」</td> <td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td> <td>平成25年5月</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」</td> <td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td> <td>平成25年5月</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td> <td>農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室</td> <td>平成27年11月</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="448 981 1385 1048">※ 農業水利施設の機能保全の手引きは、 https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html より入手可能。</p> | 番号 | 名 称 | 発 行 所 | 制定(改訂)年月 | 1 | 農業水利施設の機能保全の手引き | 農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室 | 令和5年4月 | 2 | 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」 | 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会技術小委員会 | 平成22年6月 | 3 | 農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場(ポンプ設備)」 | 農林水産省農村振興局整備部設計課 | 平成25年4月 | 4 | 農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」 | 農林水産省農村振興局整備部設計課 | 平成25年4月 | 5 | 農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」 | 農林水産省農村振興局整備部設計課 | 平成25年5月 | 6 | 農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」 | 農林水産省農村振興局整備部設計課 | 平成25年5月 | 7 | 農業水利施設の長寿命化のための手引き | 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室 | 平成27年11月 |
| 番号 | 名 称 | 発 行 所 | 制定(改訂)年月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 農業水利施設の機能保全の手引き | 農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室 | 令和5年4月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」 | 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会技術小委員会 | 平成22年6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場(ポンプ設備)」 | 農林水産省農村振興局整備部設計課 | 平成25年4月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」 | 農林水産省農村振興局整備部設計課 | 平成25年4月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」 | 農林水産省農村振興局整備部設計課 | 平成25年5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」 | 農林水産省農村振興局整備部設計課 | 平成25年5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 農業水利施設の長寿命化のための手引き | 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室 | 平成27年11月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (作業条件) 第2-2条 | <p data-bbox="475 1133 1398 1162">本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p data-bbox="469 1171 1469 1408">(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細について監督職員と打合せを行い、実施するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 1408 1461 1720"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>作業予定期間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十余島用水機場</td> <td rowspan="2">契約後から令和6年9月15日</td> <td rowspan="2">ポンプ設備 ゲート設備</td> </tr> <tr> <td>太田金江津用水機場</td> </tr> <tr> <td>十余島用水機場</td> <td rowspan="3">契約後から令和6年12月</td> <td rowspan="3">土木施設</td> </tr> <tr> <td>太田金江津用水機場</td> </tr> <tr> <td>大須賀用排水機場</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 1727 1469 1895">(4) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員及び施設管理者と日程調整を行うものとする。 ・施設管理者 新利根川土地改良区 (5) 仮設工については、見込んでいないが、現地状況により必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p> | 施設名 | 作業予定期間 | 備 考 | 十余島用水機場 | 契約後から令和6年9月15日 | ポンプ設備 ゲート設備 | 太田金江津用水機場 | 十余島用水機場 | 契約後から令和6年12月 | 土木施設 | 太田金江津用水機場 | 大須賀用排水機場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 作業予定期間 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 十余島用水機場 | 契約後から令和6年9月15日 | ポンプ設備 ゲート設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 太田金江津用水機場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 十余島用水機場 | 契約後から令和6年12月 | 土木施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 太田金江津用水機場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大須賀用排水機場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------|---------|-----|--------------------|-----|--|---------------------------|------------------------|--|--|-----|---|-----|--|-----|
| (主要施設及び対象施設) 第 2-3 条 | 本業務の対象となる施設は、次のとおりである。 なお、詳細については別紙 1 【調査対象施設諸元一覧表】 のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 十余島用水機場 ・ 大須賀用排水機場 ・ 太田金江津用水機場 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (貸与資料) 第 2-4 条 | 貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="448 544 1425 1052"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 544 1310 600">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1310 544 1425 600">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 600 1310 656">国営新利根川沿岸農業水利事業 事業誌</td> <td data-bbox="1310 600 1425 656">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 656 1310 712">国営新利根川沿岸農業水利事業 完工記念写真集</td> <td data-bbox="1310 656 1425 712">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 712 1310 768">国営新利根川沿岸農業水利事業 工事出来高図面</td> <td data-bbox="1310 712 1425 768">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 768 1310 857">平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他施設機能診断業務</td> <td data-bbox="1310 768 1425 857">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 857 1310 947">平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 大須賀用排水機場他施設機能診断業務</td> <td data-bbox="1310 857 1425 947">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 947 1310 1052">平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 施設機能診断業務</td> <td data-bbox="1310 947 1425 1052">1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="448 1093 1482 1193">また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 この他、農業水利ストック情報データベースから施設の諸元情報等を把握するものとし、使用する ID 及びパスワード請負者申請の上で監督職員より配布する。</p> | | 貸 与 資 料 | 数量 | 国営新利根川沿岸農業水利事業 事業誌 | 1 式 | 国営新利根川沿岸農業水利事業 完工記念写真集 | 1 式 | 国営新利根川沿岸農業水利事業 工事出来高図面 | 1 式 | 平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他施設機能診断業務 | 1 式 | 平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 大須賀用排水機場他施設機能診断業務 | 1 式 | 平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 施設機能診断業務 | 1 式 |
| 貸 与 資 料 | 数量 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国営新利根川沿岸農業水利事業 事業誌 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国営新利根川沿岸農業水利事業 完工記念写真集 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国営新利根川沿岸農業水利事業 工事出来高図面 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 十余島用水機場他施設機能診断業務 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 大須賀用排水機場他施設機能診断業務 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 新利根川沿岸地区 施設機能診断業務 | 1 式 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条 | <p data-bbox="448 1305 1482 1350">第 2-1 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="448 1350 1482 1417">(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 <li data-bbox="448 1417 1482 1485">(2) 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 <li data-bbox="448 1485 1482 1552">(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (関連業務) 第 2-6 条 | <p data-bbox="448 1619 1482 1686">本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="464 1697 1425 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1697 552 1742">番号</th> <th data-bbox="552 1697 1139 1742">業務名</th> <th data-bbox="1139 1697 1425 1742">業務実施(予定)期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1742 552 1865">1</td> <td data-bbox="552 1742 1139 1865">令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画(案)検討その他業務</td> <td data-bbox="1139 1742 1425 1865">令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1865 552 1989">2</td> <td data-bbox="552 1865 1139 1989">令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区伊崎排水機場他機能診断業務</td> <td data-bbox="1139 1865 1425 1989">令和 6 年 8 月～ 令和 7 年 3 月(予定)</td> </tr> </tbody> </table> | | 番号 | 業務名 | 業務実施(予定)期間 | 1 | 令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画(案)検討その他業務 | 令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月 | 2 | 令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区伊崎排水機場他機能診断業務 | 令和 6 年 8 月～ 令和 7 年 3 月(予定) | | | | | |
| 番号 | 業務名 | 業務実施(予定)期間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画(案)検討その他業務 | 令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区伊崎排水機場他機能診断業務 | 令和 6 年 8 月～ 令和 7 年 3 月(予定) | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------------------|---|
| 第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 | 本業務における作業項目及び数量は、別紙2【機能診断作業項目内訳表】及び別紙3【機能診断現地調査作業一覧表】に示すとおりである。 |
| (現地作業内容) 第3-2条 | 現地調査の詳細は次のとおりである。なお、詳細数量については別紙3【機能診断現地調査作業一覧表】による。また、作業は施設管理者と調整の上で行う。 (1) 現地調査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査(定点調査)を行う調査地点、調査項目等を決定する。 (2) 現地調査(定点調査) ① 土木施設 土木施設の現地調査については農業水利施設の機能保全の手引きによるものとし、現地踏査により決定した調査地点において、目視を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等含む)するとともに、スケッチを作成する。 ② 施設機械 ポンプ設備、水門設備について、農業水利施設の機能保全の手引きにおける概略診断(目視、触診、聴音、計測、作動確認等)を行う。 |
| (作業の留意点) 第3-3条 | 業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (2) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 第2-1条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (5) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。 |
| (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条 | 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「 https://www.cryptrec.go.jp/list.html 」)に記載する基準を用いた信性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情 |

| 項 目 | 内 容 |
|------------------------------------|---|
| | <p>報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール） 又はチェックシステム（信憑性チェックツール） を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> |
| <p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p> | <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>(1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（現地調査（定点調査）計画作成時） 第3回 中間打合せ（健全度評価完了時） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(2) 打合せ場所 初回及び最終回打合せはWEB会議により行うものとするが、第2回及び第3回打合せは新利根川土地改良区近傍の会議室で対面により行うものとする。なお、必要に応じて施設管理者も打合せに参加する。</p> |
| <p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> | <p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。</p> <p>2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>3. 要約版 1部</p> |

| 項 目 | 内 容 |
|---|---|
| (成果物の提出先) 第 5-2 条 | 成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 |
| 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条 | 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) 仮設工の必要が生じた場合。 (10) その他 |
| 第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条 (再調査) 第 7-2 条 | この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。 |

別紙1【調査対象施設諸元一覧表】

| 施設名称・対象構造物 | 施設延長（規模） | | 備考 |
|------------------|--|----|--------|
| | 構造物の規格・規模等 | 数量 | |
| 十余島用水機場 | | | |
| 土木施設 | 鉄筋コンクリート造2階建、A=393m ² 樋門、樋管、吸水槽、上屋 | 1式 | |
| ポンプ設備 | 縦軸斜流ポンプφ800 | 3台 | |
| ゲート設備 | 電動スピンドル式鋼製スライドゲート B2.50×H1.70 | 1門 | |
| 大須賀用排水機場 | | | |
| 土木施設 | 鉄筋コンクリート造2階建、A=716m ² 樋門、樋管、吸水槽、吐水槽、上屋 | 1式 | |
| ポンプ設備 | 横軸両吸込渦巻ポンプφ700 | 2台 | 用水用 |
| | 横軸斜流ポンプφ1350 | 3台 | 洪水時排水用 |
| | 横軸斜流ポンプφ800 | 2台 | 常時排水用 |
| ゲート設備 | 電動スピンドル式鋼製ローラーゲート B2.100×H2.950m | 2門 | 用水用 |
| | 電動スピンドル式鋼製スライドゲート B1.000×H2.775m | 1門 | 常時排水用 |
| | 電動スピンドル式鋼製ローラーゲート B3.300×H2.775m | 1門 | 洪水排水用 |
| | 電動スピンドル式鋼製スライドゲート B1.500×H2.775m | 1門 | 自然排水用 |
| 太田金江津用水機場 | | | |
| 土木施設 | 鉄筋コンクリート造2階建、A=617m ² 樋門、樋管、吸水槽、上屋 | 1式 | |
| ポンプ設備 | 横軸両吸込渦巻ポンプφ900 | 2台 | 金江津系 |
| | 横軸両吸込渦巻ポンプφ800 | 2台 | 太田系 |
| ゲート設備 | 電動スピンドル式鋼製スライドゲート B2.30×H1.46 | 2門 | |

別紙2【機能診断作業項目内訳表】

| 作業項目 | 作業内容 | 作業量 |
|------------------------------|---|-----|
| I. 農業用水利施設（点的構造物） | | |
| 1. 業務準備 | 調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。 | 一式 |
| 2. 事前調査 2-1 資料調査 | 施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。 | 一式 |
| 2-2 問診調査 | 施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。 | 一式 |
| 3. 現地調査（定点調査）計画の作成 | 事前調査、現地踏査及び施設の重要度等を勘案し、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定する。 | 一式 |
| 4. 健全度評価 | 調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。 | 一式 |
| 5. 点検取りまとめ | 各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。 | 一式 |
| II. 施設機械（ポンプ設備）※1 | | |
| 1. 事前調査 | 施設の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機能診断項目を決定し、健全度評価等に必要となる情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。 | 一式 |
| 2. 概略診断 機能診断評価 （健全度評価） | 概略診断調査の結果から、施設機械設備における健全度ランクの区分に基づき、設備・装置・部位の性能低下状態やその要因を把握し、健全度を総合的に判断する。 | 一式 |
| 3. 点検取りまとめ | 各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。 | 一式 |
| III. 施設機械（ゲート設備） | | |
| 1. 事前調査 | 施設の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機能診断項目を決定し、健全度評価等に必要となる情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。 | 一式 |
| 2. 概略診断 機能診断評価 （健全度評価） | 概略診断調査の結果から、部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。 | 一式 |
| 3. 点検取りまとめ | 各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。 | 一式 |

※1：電気設備（受変電設備、配電設備、動力設備、運転操作設備等）は含まない。

別紙3【機能診断現地調査作業一覧表】

| 作業項目 | 規 格 | 作業条件 | 数量 | 備考 |
|---------------------------------|---|---------------------------------|------|----|
| 【現地踏査】 | | | | |
| 十余島用水機場 大須賀用水機場 太田金江津用水機場 | 土木施設、ポンプ設備、ゲート設備 | 目視調査 | 3箇所 | |
| 【現地調査(定点調査)】 | | | | |
| 十余島用水機場 | | | | |
| (土木施設) | | | | |
| 近接目視 | 変状定量把握、 スケッチ作成 | 吸水槽、樋管、建屋 | 30m2 | |
| 鉄筋探査 | 鉄筋探査 | 吸水槽、樋管、建屋 | 3箇所 | |
| 中性化深さ調査 | ドリル法 NDIS 3419 1箇所につき3孔実施 | 吸水槽、樋管、建屋 | 3箇所 | |
| コンクリート強度 推定調査 | JIS A1155 9点法 リバウンドハンマー | 吸水槽、樋管、建屋 | 3測点 | |
| (ポンプ設備) | | | | |
| 外観調査(概略診断) | 目視・触診・打音・聴音等調 査、運転操作を伴う作動確認、 騒音・振動・変形等の計測 | | 3台 | |
| (ゲート設備) | | | | |
| 外観調査(概略診断) | 目視・触診・打音・聴音等調 査、運転操作を伴う作動確認、 振動・変形等の計測 | | 1門 | |
| 大須賀用排水機場 | | | | |
| (土木施設) | | | | |
| 近接目視 | 変状定量把握、 スケッチ作成 | 排水用吸水槽、用水用 吸水槽、吐水槽、樋管、 建屋 | 50m2 | |
| 鉄筋探査 | 鉄筋探査 | 排水用吸水槽、用水用 吸水槽、吐水槽、樋管、 建屋 | 5箇所 | |
| 中性化深さ調査 | ドリル法 NDIS 3419 1箇所につき3孔実施 | 排水用吸水槽、用水用 吸水槽、吐水槽、樋管、 建屋 | 5箇所 | |
| コンクリート強度 推定調査 | JIS A1155 9点法 リバウンドハンマー | 排水用吸水槽、用水用 吸水槽、吐水槽、樋管、 建屋 | 5測点 | |
| (ポンプ設備) | | | | |
| 外観調査(概略診断) | 目視・触診・打音・聴音等調 査、運転操作を伴う作動確認、 騒音・振動・変形等の計測 | | 7台 | |

| 作業項目 | 規 格 | 作業条件 | 数量 | 備考 |
|------------------|---|-----------|------|----|
| (ゲート設備) | | | | |
| 外観調査 (概略診断) | 目視・触診・打音・聴音等調査、運転操作を伴う作動確認、振動・変形等の計測 | | 5 門 | |
| 太田金江津用水機場 | | | | |
| (土木施設) | | | | |
| 近接目視 | 変状定量把握、 スケッチ作成 | 樋管、吸水槽、建屋 | 30m2 | |
| 鉄筋探査 | 鉄筋探査 | 樋管、吸水槽、建屋 | 3 箇所 | |
| 中性化深さ調査 | ドリル法 NDIS 3419 1 箇所につき 3 孔実施 | 樋管、吸水槽、建屋 | 3 箇所 | |
| コンクリート強度 推定調査 | JIS A1155 9 点法 リバウンドハンマー | 樋管、吸水槽、建屋 | 3 測点 | |
| (ポンプ設備) | | | | |
| 外観調査 (概略診断) | 目視・触診・打音・聴音等調査、運転操作を伴う作動確認、騒音・振動・変形等の計測 | | 4 台 | |
| (ゲート設備) | | | | |
| 外観調査 (概略診断) | 目視・触診・打音・聴音等調査、運転操作を伴う作動確認、振動・変形等の計測 | | 2 門 | |